

日本弁護士連合会会則中一部改正

日本弁護士連合会会則の一部を次のように改正する。

目次中「外国特別会員」の下に「、共同法人会員」を加える。

第二十八条の二中「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法」を「外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律」に、「特別措置法」を「外国弁護士法律事務取扱法」に、「及び外国法事務弁護士法人」を「、外国法事務弁護士法人及び共同法人」に改める。

第五十九条の三第十号の次に次の一号を加える。

十の二 共同法人の懲戒に関する事項

第六十九条第二項中「法第五十九条」の下に「（外国弁護士法律事務取扱法第九十五条において準用する場合を含む。）」を、「法第六十四条第一項」の下に「（外国弁護士法律事務取扱法第九十五条において準用する場合を含む。）」を、「法第六十条第三項」の下に「（外国弁護士法律事務取扱法第九十四条第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

第七十条第二項中「法第六十四条第一項」の下に「（外国弁護士法律事務取扱法第九十五条において準用する場合を含む。）」を、「法第六十条第二項」の下に「（外国弁護士法律事務取扱法第九十四条第二項において準用する場合を含む。）」を、「法第七十一条の六第二項」の下に「（外国弁護士法律事務取扱法第九十六条において、「対象弁護士等」とあるのを「懲戒の手續に付された弁護士・外国法事務弁護士共同法人」として適用される場合を含む。）」を加え、「及び弁護士法人」を「、弁護士法人及び共同法人」に改める。

第七十一条第二項中「法第六十四条の三第一項」の下に「（外国弁護士法律事務取扱法第九十五条において準用する場合を含む。）」を加える。

「第十四章 特別会員、外国特別会員及び準会員」を「第十四章 特別会員、外国特別会員、共同法人会員及び準会員」に改める。

第九十七条の三第一項第一号中「特別措置法第四十条第一項」を「外国弁護士法律事務取扱法第四十一条第一項」に改め、同項第二号中「特別措置法第五十条の七第一項」を「外国弁護士法律事務取扱法第六十一条第一項」に改め、「外国法事務弁護士法人」の下に「並びに同法第八十一条第二項第一号の規定により種類の変更をした外国法事務弁護士法人」を加え、同条第三項中「特別措置法第四十三条」を「外国弁護士法律事務取扱法第四十四条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（共同法人会員）

第九十七条の四 外国弁護士法律事務取扱法第七十三条第一項の規定により主たる法律事務所の所在する地域の弁護士会及び本会に入会する共同法人、同法第八十一条第一項の規定により種類の変更をした共同法人並びに同法第八十二条第二項の規定により合併後共同法人となった者は、共同法人会員とする。

2 共同法人会員に関する事項は、会規で定める。

第九十九条第二項中「特別措置法第二十三条各号」を「外国弁護士法律事務取扱法第二十四条各号」に改め、「事項」の下に「（共同法人会員に関する事項にあつては、同法第七十五条第三項に規定する弁護士である社員のみが執行することのできる業務に関するものを除く。）」を加える。

附 則

目次、第二十八条の二、第五十九条の三第十号の二（新設）、第六十九条第二項、第七十条第二項、第七十一条第二項、第十四章の章名、第九十七条の三第一項及び第三項、第九十七条の四（新設）並びに第九十九条第二項の改正規定は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二年法律第三十三号）第二条の規定の施行の日から施行する。